



④ 大学の部、大学小編成の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。(大学院生を含む。高等専門学校は大学の部に属する)

ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

⑤ 職場・一般の部、職場・一般小編成の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない。

⑥ その他

②～③においては、次の場合に限り同一部門への合同での参加を認める。

ア それぞれの学校でB・C編成において、校長が教育上必要と認め、合同団体を編成することに合意していること。(ただし、東日本学校吹奏楽大会に出場する団体は、東日本学校吹奏楽大会実施規定による)

イ 地区大会申し込み時に合同団体の構成メンバー総数が、B編成の上限人数を超えないものとする。(中学生・高等学校) また、25名を超える場合にはB編成に参加するものとする。

第7条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲とも同一人が指揮することとする。ただし、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第8条 同一奏者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第9条 編成は次のとおりとする。

① 課題曲はスコアに指定された編成とする。ただし、欠けてしまう楽器及びパートがある場合は、スコア編成内で他の楽器で代用することを認める。その場合は次のことに従う。

ア 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がある場合は、その楽器で代用する。

イ 上記アの楽器がない場合は、スコアに示された楽器で代用する。

※詳細については、年度毎に掲載している全日本吹奏楽連盟ホームページの「全日本吹奏楽コンクールについてのQ&A」で確認すること。

② 自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、ハープの使用は認める。また、歌声については、スキャット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

なお、小学生、中学生・高等学校のB・C編成及び、大学・職場一般の小編成については、エレキベースの使用を認める。

第10条 参加団体の資格に疑義ある時は、出場停止、または入賞を取り消すことがある。

**【課題曲・自由曲、演奏時間及び演奏順】**

第11条 演奏時間は次のとおりとする。

1 中学生・高等学校のA編成、大学、職場・一般の各部門は課題曲、自由曲を含めて12分以内とする。

2 中学生・高等学校のB編成、C編成は自由曲のみとし、B編成は7分以内、C編成は6分以内とする。

3 小学生、大学・職場一般の小編成は自由曲のみとし、小学生は6分以内、大学・職場一般の小編成は7分以内とする。

第12条 演奏曲は地区予選で演奏したものであること。

第13条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第14条 演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第16条 演奏順は、北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。

### 【地区代表及び道代表】

第17条 参加団体は必ず地区大会で演奏し、推薦された団体であること。

第18条 各部門とも、地区予選において中学生・高等学校A編成、大学、職場・一般は4団体、小学生、大学・職場一般の小編成は7団体、中学生・高等学校B編成は8団体、中学生・高等学校C編成は10団体をそれぞれ超えて参加した場合は、2団体出場できる。以下、倍数毎に1団体加算するものとする。

第19条 前年度全日本吹奏楽コンクールに出場した団体の地区は1団体加算して出場できるものとする。ただし、中学生の部A編成、高等学校の部A編成のみとする。

第20条 中学生・高等学校のA編成、大学、職場・一般の最優秀団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場できる。ただし、出場数は全日本吹奏楽連盟が定める実施規定に準ずる。小学生、中学生B・C編成、高等学校B・C編成の最優秀団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場できる。ただし、出場数は東日本学校吹奏楽大会企画委員会が定める実施規定に準ずる。

第21条 参加費用は各団体の負担とする。

### 【審査】

第22条 審査は北海道吹奏楽コンクール審査内規による。

第23条 審査員は各地区吹連の推薦に基づき、常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

### 【表彰】

第24条 表彰は各部門とも金、銀、銅とするが、これに該当しない場合もあり得る。

### 【その他】

第25条 この規定は理事総会の議決により改定することができる。

第26条 この規定は昭和57年6月1日から実施する。

平成 6年 4月 29日一部改定  
平成 10年 11月 7日一部改定  
平成 11年 11月 9日一部改定

平成 12 年 11 月 5 日一部改定  
平成 15 年 11 月 9 日一部改定  
平成 17 年 4 月 29 日一部改定  
平成 19 年 4 月 29 日一部改定  
平成 21 年 4 月 29 日一部改定  
平成 28 年 4 月 16 日一部改定  
平成 28 年 11 月 5 日一部改定  
平成 31 年 4 月 20 日一部改定  
令和 元年 11 月 2 日一部改定  
令和 3 年 4 月 17 日一部改定  
令和 3 年 11 月 6 日一部改定  
令和 5 年 4 月 22 日一部改定